

第4回大阪市路上喫煙対策委員会 会議録

1 日 時 平成19年6月11日（月）午後2時30分～午後3時20分

2 場 所 大阪市役所 P1 会議室

3 出席者

○ 委 員 等 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫（弁護士「なにわ共同法律事務所」）

委員長代理 松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））

委 員 坂口 勝治（大阪南部たばこ商業共同組合 理事長）

〃 西岡 義治（大阪市PTA協議会 会長）

〃 西田 賢治（大阪商工会議所 常務理事 事務局長）

〃 花嶋 温子（大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師）

〃 森田 昭信（大阪市地域振興会 会長）

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理）

ただいまから第4回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大阪市職員におきましては、本市の夏季期間におきます省エネルギー行動の取り組みといたしまして、クールビズでございますけれども、ノー上着、ノーネクタイの取り組みを行なっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席でございますけれども、本委員会は、「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は全員の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴は2名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、あわせてご報告いたします。

それでは、議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくをお願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいまから第4回委員会の審議を進めたいと思いますが、本日、MBSからテレビ取材をしたいというお申出がございます。許可したいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、撮影を許可いたしますので、お願いいたします。

議事に入らせていただきます。まず、議題の「路上喫煙禁止地区の選定について」。前回もご議論をいただいたところでありますが、そのご議論の経過などについて、事務局からご説明をお願いします。

(事業部業務企画担当課長)

(「審議結果報告書(案)」説明)

(鬼追委員長)

前回、お2人が欠席でございましたが、ご出席の皆さん方のご意見は、市長の諮問にお答えして路上禁止地区を設けるということについて、皆さん、ご異論がなかったと思います。さらに、どこを指定するべきなのかという点に関しましては、御堂筋を「線」状のものとして指定する。それにプラス市役所及び中央公会堂周辺を禁止地区にするということ。さらに、条例上は時間を制限することも可能ではあるけれども、御堂筋を指定するに当たっては時間は無制限、つまり24時間ということについて、皆様方のご意見が一致いたしました。

念のために、前回ご欠席でございました委員のご意見もうかがいたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

(西岡委員)

前回、欠席させていただきましたが、市からの資料を拝見いたしまして、考え方としまして「線」という考え方が一番正しいのではないかと思いましたが、また時間的なこともあります、24時間というのが基本ではないか。その後で、ここはクリアーできている範囲ということで時間の緩和等はいろいろ考えていったらいいのではないかと考えております。

(鬼追委員長)

森田委員、いかがでしょうか。

(森田委員)

いえ、別にないです。結構です。

(鬼追委員長)

重ねて、これは全委員の方にご意見をいただきたいと思いますが、お手元に「審議結果報告書(案)(中間答申)」が配付されていますが、これは第1回から前回までのご議論をまとめたものでありまして、中間答申書を作成するに当たりましては、このご議論を集約して、先ほどまとめました3点の結論を市長に答申をするという形になろうかと思います。この報告書のまとめ方ですが、こんなことは言ってない、あるいはもっとこういうことを言ったはずだがというようなことがございましたら、ご意見などを頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(松本委員長代理)

私は、基本的にはこのまとめ方で特に異存はありません。1つ、意見を申し上げたいところがありますが、それは6ページの「路上喫煙禁止地区」選定の考え方というところでございます。この部分は、当委員会の提言の中でも、我々の基本的な考え方を述べている部分でありますので、非常に重要なところではないかと思っております。

6ページの3行目に、禁止地区を指定する理由が書いてあります。ここで書かれている理由そのものには異存はないですけれども、この理由だけだと、理由づけとしては非常に消極的なイメージがあるわけです。私は、禁止地区を指定する理由にはもっと積極的な理由づけがあるのではない

かと思っております、それは喫煙者と非喫煙者の共存と調和にあるのではないかと思っております。

つまり、喫煙をされる方にとっても、本来であれば場所がどこであろうと、公共の場であれば喫煙したいというお気持ちはあるのかもわかりませんが、少なくとも喫煙禁止地区では喫煙禁止を受忍する。それから、非喫煙者にとっては、どこの地域であろうと受動喫煙の被害は受けたくないと考えられるのかもわかりませんが、少なくとも禁止地区内では受動喫煙の被害を受けずに済むという点で、両者が共存することができる地域である。こういう喫煙者と非喫煙者の両者が共存・調和する地域を設けるということには積極的な理由があるのではないかと考えます。以上です。

(鬼追委員長)

そういう積極的な意味づけというの、1つ留意しなければいけないというご指摘でございました。私も、ごもっともなご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

実は、これは7月の市長告示を予定しておられるわけですね。そういたしますと、今日、すでに11日でございますので、できればこの第4回委員会で中間答申書を採択したいわけです。ただ、文章としては、まだ答申書という形では完全にはできておりません。先ほどまとめました全委員の賛同をいただいた3点の合意事項を答申の骨子といたしまして、その理由づけ、あるいは委員会の審理状況に、今、松本委員からご指摘のあったことも加味いたしまして、中間答申書にしなければいけません、最終の案ができて、もう1回委員会を開かせていただくのか、あるいは今の土台のようなものをベースにしまして文章化させていただきまして、正副委員長にご一任いただけるようでしたら、皆様方にもう一度この問題だけでご足労をいただくことは避けることができるわけですから、いかがいたしましょうか。

(坂口委員)

あくまでも路上喫煙防止条例ということでございますので、大型スタンドと灰皿を設置していただいて、そちらでマナー、モラルの向上になるのではないのでしょうか。よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

喫煙設備に関することだろうと思っておりますけれども、それにつきましては、7月以降の委員会、つまり第2次答申といたしましょうか、最終答申で、市長のほうに考え方を示す。しかも、それはおそ

らく公的資金も一部使うことになるだろうと。全部がそうであるかは別としまして、そうである以上はいろんな配慮が必要になりましようから、この委員会の議論を経て、喫煙設備に関する答申などを出していただく。そこでご議論を十分いただけるという運びになっておりまして、まず禁止地区を設定するか、しないかということで、喫煙設備はどうでもいいんだというような発想ではないように思います。事務局のほうは、そういう理解でよろしいですね。

(西田委員)

私も、この報告書案のとりまとめで結構かと思います。松本さんがおっしゃいました積極的な理由を明記するという点についても賛成でございます。

ただ、10月からの施行を目指しているわけですが、たまたま8月25日から世界陸上がございますね。国内外から非常に多くの方々が大阪にお越しになるということで、PRする機会とすれば絶好の機会かなと思うわけですが、何らかの形で世界陸上の機会をこの路上喫煙禁止のPRの場によく活用できればと考えております。間に合わせではたぶん無理だろうなという感じはいたしておりますが、できればそういったことをご検討いただければと思います。

(鬼追委員長)

啓蒙活動の一環としては、十分それは盛り込める話ですね。

(事業部業務企画担当課長)

はい。

(鬼追委員長)

10月1日からの罰則付きのものについては、条例上の定めでございますので、ご指摘のとおりちょっと間に合わない状況ですが、啓蒙活動といいますか、PR活動の中には十分盛り込んでやれることではなからうか。そういう意味でも、できれば今日、中間答申書の具体的な形はございませんけれども、これをベースにして、あるいはご議論をベースにして、正副にお任せいただいて、できるだけ早く市長に今月中にも答申させていただく。皆様方のご賛同を得られれば、そういう扱いにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(西田委員)

正副委員長にお任せします。

(鬼追委員長)

よろしゅうございますか。

(各委員より「はい」という声あり)

(鬼追委員長)

ありがとうございます。そうしましたら、このまとめと今日のご意見を加味した中間答申書を副委員長とともに作成いたしまして、今月中にも市長に中間答申書を提出申し上げるという運びになると思いますので、その旨、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

この問題は、よろしゅうございますか。

それでは、喫煙設備に関する議題に移りたいと存じます。事務局からご説明事項はございますか。

(事業部業務企画担当課長)

(「第4回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員)

具体的にはどういう設備があるのでしょうか。例えば千代田区は公園内にありということになっていますが、日比谷公園の中にありましたっけ？

(事業部業務企画担当課長)

公園は、スタンド型の灰皿が置いてある程度で、立派なものは秋葉原の駅のところ。たばこが吸えるスペースがある。千代田区の条例の場合、公園は立ち止まっただけの喫煙は、禁止になっていないので灰皿が置いてあるところがあるということでございます。

(鬼追委員長)

むしろ禁止地区外、あるいは禁止地区に隣接はするけれども禁止地区ではないという、例えば中

之島公園全域ですよね。そのあたりにそういう設備を置かれるようなお考えは、市の方ではあるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

本日時点では、まだ未確定でございます。

(鬼追委員長)

皆さん、ご質問、ご意見ございましたら、どしどしとお出しいただきたいと思います。

(松本委員長代理)

喫煙設備の設置につきましては、本条例の禁止地区指定の趣旨との関係でどう理解するのかという問題があるかと思います。もともと禁止地区というのは例外的な地域でございます。要するに市の全域が喫煙が禁止されているわけではなくて、ただ禁止地区内でだけ禁止されているという形になっているわけです。その意味で、原則と例外の関係でいくと例外の地域になります。

ところが、その例外の地域の中で喫煙してよい場所を設けるということは、例外にさらに例外を設けることになりますので、例外の例外を認めるということは、そもそも禁止地区指定の趣旨からすると無理がある。仮に喫煙設備を設けるとしても、その無理というか困難をどうやって乗り越えるかということを考えざるを得ないわけです。

仮に喫煙設備を設けるとしても、喫煙禁止地区指定の趣旨と矛盾してはならないのでありまして、安易に設備を設けてしまいますと、条例の趣旨と矛盾してしまうことになりかねない。そういたしますと、せっかく大阪市がこのような禁止地区を設けても、そのPR効果が著しく減殺されてしまうことになります。そういったマイナス効果だけは避けないといけないのではないかと考える次第です。以上です。

(鬼追委員長)

ほかの皆さんは、設備に関する何かご意見ございませんでしょうか。

(西岡委員)

今回、御堂筋という限られたスペースだけなので、設備は別にいらないのではないかと思います。エリアがもう少し広がってくると、今度は喫煙者の方々のことも考えるという意味合いで、そ

ういう場所も設けなければいけなくなってくると思いますが、今のところ、そこでたばこを吸えないからどうかなるというような大きな面積をとっているわけではないので、先ほど松本さんからありましたように、PR効果を考えますと、この範囲は24時間全面禁止というので押し進めていったほうがいいのではないかと考えております。

(鬼追委員長)

事務当局がお考えの喫煙設備というのは、禁止地区内における喫煙設備のことをいうのですか。それとも禁止地区外のことをいうのですか。

(事業部業務企画担当課長)

まず地区内でございますけれども、地区外も含めまして、考え方をお聞かせいただければありがたいと思っております。

(鬼追委員長)

そういう前提のようでございます。したがって、今のご意見は、禁止地区内では必要なしというご意見と承ってよろしゅうございますか。

(西岡委員)

はい。

(鬼追委員長)

坂口委員からは先ほどもご発言がございましたが、喫煙設備については、きちんとつくってやってほしいと、そういうことでございますね。

(坂口委員)

そうですね。

(鬼追委員長)

ほかの方はいかがですか。

(花嶋委員)

私も、今回の御堂筋に限っては、幅があまり狭くないので、我慢ができないということはないのかなと。それと、禁止地区を設けることによって、これは道路なので、それに面しているところに、例えばカフェとか喫煙できるお店をつくることは何ら規制していないわけで、むしろ道路が規制されていれば、喫煙できるカフェのようなものが流行る可能性もあるし、またたばこ会社等がショールームをつくって、そこで喫煙できるというようなことも可能なのかなと思います。

やはり喫煙できる場所をしっかりと明示することによって、ここは喫煙禁止地区なんだなということもよくわかるのではないかと思うので、今回の段階では、新たに喫煙設備を行政のお金でやる必要はないと思います。ただ、民間がその機に乗じて何か新しいサービスをつくるということについては、そういうチャンスが増えればなとも思います。

(鬼追委員長)

例えば中之島公園とか、そういう公園はどうでしょうか。今、お話しかがいましたように、日比谷公園は喫煙禁止ではない。喫煙設備、簡便なものでしょうけれども、それはあるみたいなお話だったですけども、公園なんかはいかがでしょうか。

(花嶋委員)

そうですね。私もまだ考えがまとまっておりませんが、確かに吸わなかった人たちが周辺地域に流れて、そこで路上喫煙が増えてしまうということについても少し配慮をしないと、御堂筋からだけ追い出してしまって、その範囲外のところでより喫煙が増えたということにならないようにということは、もう少し検討が必要なのかなとも思います。

(鬼追委員長)

ですから、やっぱり相当観察していかないといかんということになりましようかね。条例をつくって、監視員を置いて、過料を取るというだけではいかなので、それによってどういう変化が生じているのか、生じていないのかというあたりの実証的な調査をしなければいけないでしょうね。

(西田委員)

今回、「線」で規定する御堂筋について言えば、喫煙施設は不要と思います。今後、いろいろ地域を拡大していく場合に、ほかの喫煙設備あるいは施設をつくる場合にも、ただ単にスペースを提供

するだけではなくて、例えば道沿いにつくる場合には、デザインのにも町並みとある程度ハーモナイズされたようなものを考えるといったことが必要になると思います。

一方で、費用対効果を考えていかないといけませんので、今後、かなり慎重な検討が必要かなと思います。それによって、例えば市民の方たちの税負担が増えるとか、企業の税負担が増えるというところまでいきますと、それは行き過ぎかなというふうにも思いますので、これは今後慎重な検討が必要ではないかと思います。

(鬼追委員長)

福岡市の警固公園って、どういう意味ですか。

(花嶋委員)

「けご」公園です。

(鬼追委員長)

あっ、そうですか。この公園の出入口に2カ所設けているというのは、どんなものが設けてあるかわかりますか。

(事業部業務企画担当課長)

ちょっと電話で確認しただけでございますので、申し訳ございませんが、具体的な中身はわかりません。それから、千代田区の場合は、公園に設置しているということを電話で確認いたしましたけれども、具体的に日比谷公園にあるかどうかというのは確認できておりません。

(鬼追委員長)

福岡市も「試験的に」とお書きになっていらっしゃるんですね。ですから、利用度が高いのか低いのかということを見定めようという意図もあるのかなと。今後もずっと照会してください。試験の結果がどうであったのか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、承知しました。福岡市については、もうちょっと詳しく確認いたしまして、次回にもう一度ご説明させていただきます。

(鬼追委員長)

ということで、次回以降は喫煙設備を中心にご議論を頂戴するという事になるかと思いますが、そういうスケジュールでよろしゅうございますか。

そういたしますと、この喫煙設備に関してほかにご意見があったら承りたいと思いますが、ございませんようでしたら、いろいろお考えいただきまして、またその間、事務局から収集した情報等をお知らせいただくということにして、次回は7月5日でしたね。年内は1カ月に1回ぐらい委員会を開いたらどうか。もちろん必要がなくなりましたら、それはその時にお話しいただいたらよろしいかと思っております。

それでは、日程についてご説明いただけますか。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

今後の委員会開催の日程調整をお願いしたいと思います。今、委員長からございましたように、次回は7月5日にご予定いただいているわけでございますけれども、8月以降、月1回程度お願いしたいと思っております。

8月につきましては、8月13日の週の後半、もしくは8月20日の週ぐらいで一日いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(日程調整)

(鬼追委員長)

では、8月20日14時ということでご予定をいただきます。

(9月以降の日程調整)

(鬼追委員長)

確認いたします。8月20日2時、9月14日3時、10月9日2時ということでございますので、ご予定をお願い申し上げます。

本日の議案はこれですべて終了したことになります。委員の皆様方から、せっかくの機会でございますので、何かご質問、ご意見、ご要望等々ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、中間答申は私と松本副委員長にお任せをいただきましたが、私どももしっかりと皆さん方のご議論を踏まえて答申書を提案いたしたいと思っておりますので、どうかご一任方、よろしくお願い申し上げます。本日は以上でございます。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

した。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回もよろしく申し上げます。

閉 会 午後3時20分